

災害発生時における福祉避難所の
設置運営に関する協定書

市 原 市

社会福祉法人市原うぐいす会 グリーンホーム

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

市原市（以下「甲」という。）と市原市高齢者福祉施設連絡協議会の構成員である社会福祉法人市原うぐいす会 グリーンホーム（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難所生活に支障が生じないように、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第2条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等とする。

（指定する施設）

第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（手続き）

第5条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。
- 3 乙は、甲からの要請に基づき、要援護者等を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

(運営期間)

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用の清算)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(要援護者等の避難手段)

第8条 福祉避難所への移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要援護者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名・滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年 3 月末日までとする。ただし、期間満了の 2 月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 7 月 17 日

(甲) 所在地	市原市国分寺台中央一丁目 1 番地 1
名 称	市原市
代表者職氏名	市原市長 小出 譲治

(乙) 所在地	市原市喜多 8 9 3 - 1
名 称	社会福祉法人 市原うぐいす会 特別養護老人ホーム グリーンホーム
代表者職氏名	理事長 永 野 佑 一

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	グリーンホーム	喜多 893-1	特別養護老人ホーム

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

